
平成 24 年度税制改正に関する要望

平成 23 年 7 月

法団 日本損害保険協会

はじめに

社団法人 日本損害保険協会

我が国経済は、新興国を中心とした世界経済の回復に伴い、徐々に踊り場から脱却しつつありましたが、東日本大震災発生により先行きが不透明な状況になっております。

昨今の地震・台風をはじめとする自然災害の増加、経済のグローバル化による国際競争の激化、更には、少子高齢化の急速な進行などにより、個人・企業を取り巻くリスクはますます多様化しております。

損害保険業界は、相互扶助の実現という社会的使命を果たすべく、東日本大震災においてはお客様に一刻も早く保険金をお渡しできるよう取り組んで参りました。多様化するリスクや、巨大災害における迅速な保険金支払いに対応するためには、損害保険制度が健全な発展を続けることが不可欠であり、そのことが経済の発展と安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することになるものと存じます。

国際競争が激化する中で我が国の金融・資本市場の競争力を強化するため、周辺環境の整備が進められていますが、国の財政状況は厳しさを増しており、少子高齢化社会に適応した社会保障制度と経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することが求められております。特に消費税率の引き上げを含む、抜本的な税財政改革の議論が進められておりますが、税制においても諸外国と比較して不利にならないよう見直しが必要と考えます。受取配当等の二重課税、金融機関における消費税負担の問題、即ち損害保険業においては、原価に係る消費税が控除されずに負担となるという問題などが諸課題であると考えております。

公的な社会保障を補完する損害保険は、国民の生活・経済活動の基盤であり、国民の自助努力の一助として社会的に重要な役割があると考えます。

このような観点から、平成 24 年度の税制改正にあたり、各種税制の実現・充実を要望いたしますので、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

目次

平成 24 年度税制改正要望項目	2
1. 受取配当等の二重課税の排除 重点要望項目	4
・受取配当等の益金不算入割合の引き上げ	
2. 消費税等の仕入税額控除の見直し	6
3. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続	8
4. 確定拠出年金に係る税制上の措置	9
・確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃	
5. 課税の公正化・簡素化	10
・損害保険業の減額更正等による法人事業税の更正の請求に対し、納付の日の翌日から還付加算金を付加すること	
・完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止	

平成 24 年度税制改正要望項目

重点要望項目

1. 受取配当等の二重課税の排除

- ・ 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ

要望内容	現行税制
受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）	益金不算入割合は平成 14 年度より 50%

その他の要望項目

2. 消費税等の仕入税額控除の見直し

要望内容	現行税制
控除対象外の仕入税額負担を軽減するための見直しを行うこと	非課税取引が売上の大半である損害保険業を含む金融機関においては、税額控除が十分にできていないため、仕入に係る消費税が負担となっている

3. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要望内容	現行税制
既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	収入金額による外形標準課税標準税率は 0.7%

（注）現行税制：平成 23 年度適用される税制

4 . 確定拠出年金に係る税制上の措置

要 望 内 容	現 行 税 制
確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること	平成 25 年度まで課税停止措置 税率は約 1.2% (地方税含む)

5 . 課税の公正化・簡素化

要 望 内 容	現 行 税 制
損害保険業の減額更正等による法 人事業税の更正の請求に対し、納付 の日の翌日から還付加算金を付加 すること	100%外形標準課税の法人について は、減額更正があった日の翌日から 起算して 1 ヶ月を経過する日の翌 日からしか還付加算金が付されな い
完全支配関係のある会社への配当 金に対する源泉徴収を廃止するこ と	完全支配関係のある会社への配当 については、全額益金不算入となる が、金銭以外による配当支払には、 源泉徴収が不要であるにも関わら ず、配当金支払には、源泉徴収が必 要である

(注) 現行税制：平成 23 年度適用される税制

1. 受取配当等の二重課税の排除

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）

法人が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成 14 年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除（注）の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が 80% から 50% に引き下げられました。

本制度の縮減は、二重課税の範囲をさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化でありました。このような課税強化は、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。

- 特に、機関投資家としての一面を持ち株式を多く保有している損害保険業を含む金融機関においては、二重課税による負担が会社業績に大きな影響を与えています。その上、金融機関は厳しい国際競争にさらされており、諸外国に比して不利な取り扱いとならないように、早期に制度を見直して頂きたいと考えています。

（注）

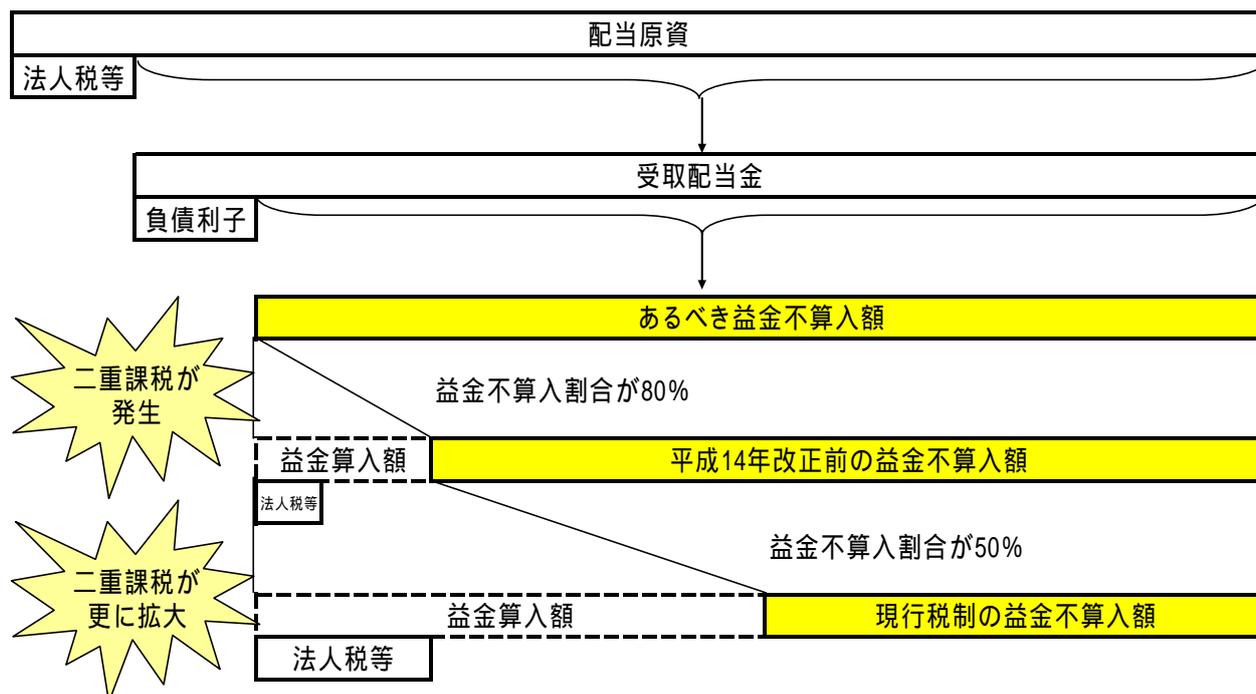
「負債利子控除制度」

借入金等の資金で株式等を購入すると、借入金等の支払利息（負債利子）が損金に算入され、株式等から得られる受取配当は非課税であることから、課税上のメリットが発生する。よって受取配当等の益金不算入額（非課税額）の計算に際して、受取配当等の額から負債利子の額を控除することとされている。

つきましては、受取配当等の二重課税の排除という観点から、受取配当等の益金不算入制度について、下記の実現を要望します。

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）

【現行の受取配当等の益金不算入制度の概要】



法人（発行体）からの配当は、すでに法人税等が課税されているため、受取配当に対して法人税等が課税されると二重課税となります。

負債利子は、損金として取り扱われるため、株式の取得に係る負債利子を受取配当から控除した100%の金額が、本来益金不算入額であるべきです。

しかしながら、受取配当等の益金不算入制度は、「二重課税の排除」という税理論に基づく制度であるにもかかわらず、平成14年度税制改正以前から、益金不算入割合は80%とされてきました。

さらに、平成14年度税制改正で、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられ、二重課税の対象額が更に拡大しました。

【主要国の法人間配当に係る負担調整の比較】

2011年1月現在

	日本		アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス
法人間配当	持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合	全額益金不算入	95%益金不算入	全額益金算入 ただし、持株比率が5%以上の会社から受け取る配当については、受取配当額の5%に相当する額のみ課税される。
	25%未満	50%	20%未満	70%			
	25%以上	100%	20%以上 80%未満 80%以上	80% 100%			

出典：財務省ホームページ

2.消費税等の仕入税額控除の見直し

控除対象外の仕入税額負担を軽減するための見直しを行うこと

現下の厳しい財政状況を踏まえ、少子高齢化社会に対応した社会保障制度と経済・社会の構造変化に適応した税制を構築することが求められております。特に消費税率の引き上げを含む、抜本的な税財政改革の議論が進められております。

消費税の導入以来、損害保険を含む金融サービスは、消費税の性格から課税することになじまないものとして非課税とされています。また、付加価値税を採用しているEU各国をはじめ多くの諸外国においても、同様に非課税とされており、今後も損害保険を含む金融サービスは、消費税法上、非課税であるべきと考えます。

損害保険を例に取れば、保険料には消費税等が課されていませんが、損害保険会社が支払う物件費や諸手数料などには、消費税等が課されています。損害保険会社が支払う消費税等の大半は、仕入税額控除の対象とならないため、損害保険会社の負担となり、結果として、損害保険料に転嫁せざるを得なくなります。

特に、一般事業者が損害保険に加入する場合、消費税等が転嫁された損害保険料が一般事業会社の原価となるため、税の累積の問題が発生することになります。

損害保険は、相互扶助の精神により国民の生活・経済活動の基盤となるものであり、国民の自助努力の一助として社会的に重要な役割があると考えます。

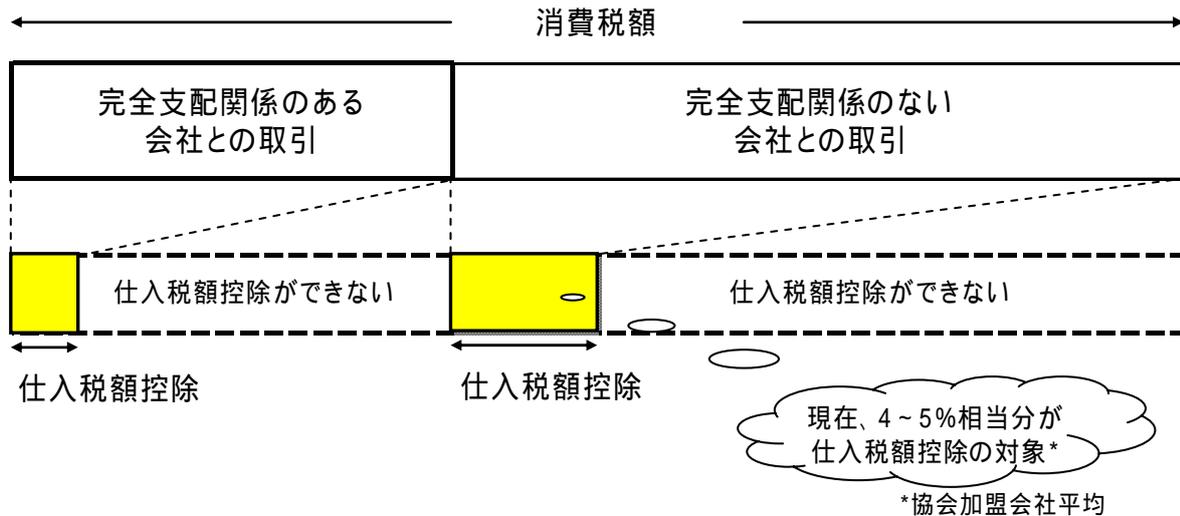
損害保険を含む金融サービスに生じるこれらの弊害を減少させ、損害保険が国民生活の基盤であり続けるためには、控除対象外の仕入税額負担を軽減させることが必要であり、例えば、次のような措置が挙げられます。

- ・完全支配関係のある会社からの仕入に係る消費税等については、全額仕入税額控除の対象とすること
- ・損害保険事業の特性として、原価が売上の後に確定するため、消費税率が引き上げられる際に、原価に織り込まれていない消費税相当額について仕入税額控除ができるようにすること

つきましては、下記項目を要望いたします。

控除対象外の仕入税額負担を軽減するための見直しを行うこと

【完全支配関係のある会社からの仕入に係る消費税等】

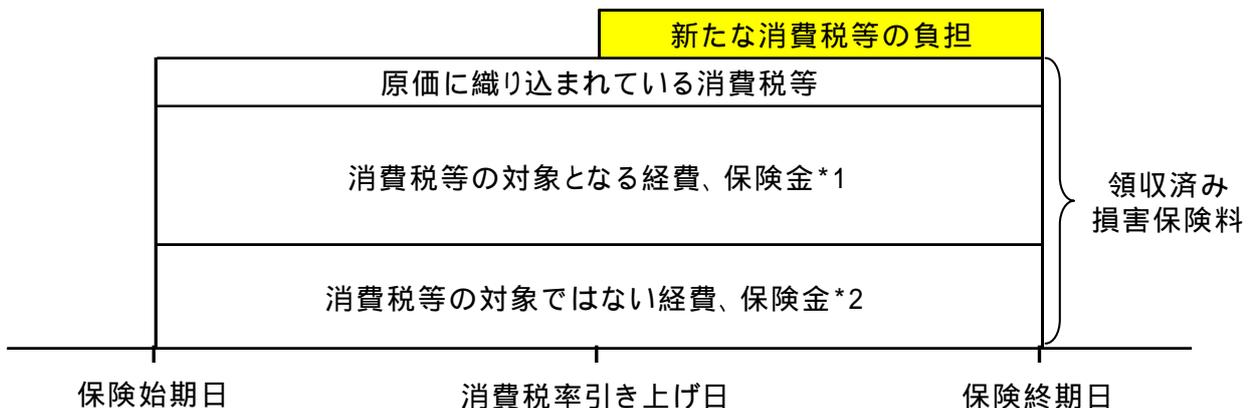


金融機関は、売上の大半が非課税売上であり、十分な仕入税額控除ができません。完全支配関係のある会社との取引においても同様であるため、グループ会社に支払う消費税等も十分な仕入税額控除ができません。

金融機関がグループ経営の実態に即した再編を行う際、グループ会社を合併すると消費税負担は減少しますが、事業を分割すると消費税負担は増加します。

課税の中立性・公平性の観点から、完全支配関係のある会社との取引に係る消費税等については、全額仕入税額控除の対象とする措置が必要と考えます。

【消費税率引き上げ時に原価に織り込まれていない消費税等】



* 1 諸手数料、物件費、物保険や対物賠償責任保険の保険金など

* 2 人件費、対人賠償責任保険の保険金など

保険始期日で決定する保険料においては、消費税率引き上げ前の消費税等が保険料の原価に織り込まれています。

仮に消費税率が引き上げられた場合でも保険料を追加領収できず、新たな消費税等の負担は保険料に転嫁できないため、別途、仕入税額控除が可能になる措置が必要と考えます。

3 . 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。また、平成 20 年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。これと関連して平成 23 年度税制改正大綱において、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種の課税方式については、中長期的に検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4 分の 3 部分については所得課税を継続し、残りの 4 分の 1 部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、仮に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

4. 確定拠出年金に係る税制上の措置

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（平成 25 年まで経過措置により課税停止）

社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られるようになってきています。

こうしたいわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

特別法人税は、年金の積立金残高に対して約 1.2%（地方税を含む）の税金を課すものです。当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると思われれます。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成 25 年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

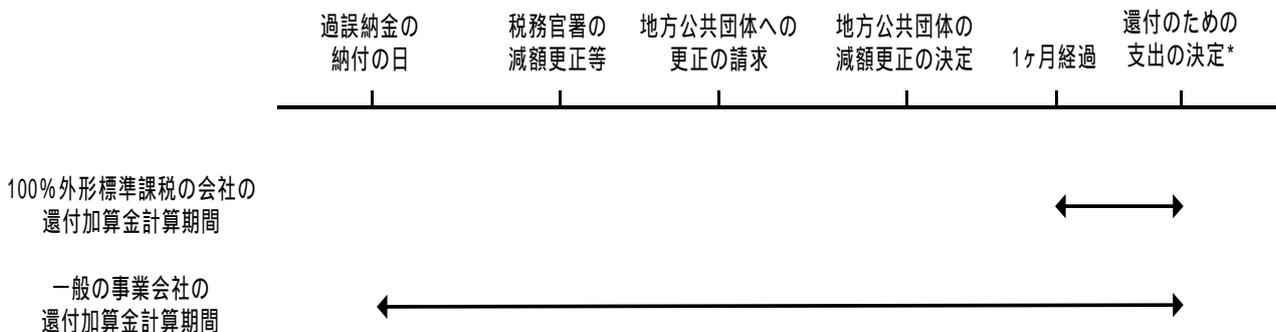
個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること

5. 課税の公正化・簡素化

- ・ 損害保険業の減額更正等による法人事業税の更正の請求に対し、納付の日の翌日から還付加算金を付加すること
- ・ 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

100%外形標準課税以外の事業会社が、法人税の更正又は決定等により、法人事業税が過誤納金となった場合、納付の日の翌日から還付加算金が付加されることが規定されていますが、損害保険業のように法人事業税の課税標準が100%外形標準課税となっている事業会社は、地方公共団体の減額更正があった日の翌日から起算して1カ月を経過する日の翌日からしか還付加算金が付加されないことになっております。

この取扱いは、100%外形標準課税以外の事業会社と比較した場合、100%外形標準課税の事業会社に著しく不合理な取扱いになっております。課税の公平性の観点から改正すべきものと考えます。



* 実際の還付のための支出の決定は、地方公共団体の減額更正の決定から1ヶ月以内になされることが大半であり、この場合には還付加算金は付加されない。

完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていません。一方で、配当金を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に金利負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

課税の公正化・簡素化のために

- ・ 損害保険業の減額更正等による法人事業税の更正の請求に対し、納付の日の翌日から還付加算金を付加すること
- ・ 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること